

東小学校 防火戸改修工事

上田市都市建設部建築課

建 築 改 修 工 事 ・ 電 気 設 備 工 事	
A-01	建築改修工事 特記仕様書1
A-02	建築改修工事 特記仕様書2
A-03	電気設備工事 特記仕様書
A-04	付近見取り 図・ 工事箇所配置図
A-05	北校舎 改修箇所KEYPLAN図
A-06	北校舎 改修建具表
A-07	北校舎 SS-1/2部分解体処分図・ 改修平面・ 断面・ 天井伏図
A-08	北校舎 1 ～3 階 SD-1・ 2・ SG-1 改修平面図

東小学校

防火戸改修工事

特記仕様書

I 工事概要
1. 工事場所

386-0014 長野県上田市材木町1丁目10-13

2. 敷地面積(m²)

一、一一、一m²

3. 改修対象建物

建 物 別	改修内容
北校舎及び管理棟	既存防火戸改修及び防火防煙耐熱ガラスクロス製シャッター取付

II 建築改修工事仕様
1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下、「改修標仕」という。)による。
また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下、「標仕」という。)、及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説(最新版)」(以下、「解体共仕」という。)
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。
2. 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 特記事項に記載の()内表示記号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(5) 特記事項に記載のく、内表示記号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項
① 一般共通事項	① 適用基準等	※ 建築工事標準詳細図 ・ 敷地調査共通仕様書 ※ 工事写真の撮り方 建築編 ・ 公共木造建築工事標準仕様書 ※ 建築改修工事監理指針 ※ 建築工事監理指針 ・ 建築構造設計基準 ※ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 ※ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) ・ 長野県建設リサイクル推進指針 ・ 建設副産物適正処理推進要綱(以下「推進要綱」という) 各基準等は最新年度版を使用する。
	② 工事実績情報の登録	※ 適用する ・ 適用しない [1.1.4]
	③ 品質計画	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による ※ 風速(V ₀ = 30) ※ 地表面粗度区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) ※ 積雪区分 建造令第145条 別表(27) [1.2.2]
	④ 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない [1.3.3]
	⑤ 施工条件明示項目	施工順序、工事車両の駐車場所、資機材の保管場所、その他 ※ 現場説明書による [1.3.5]
	⑥ 発生処理の処理等	※ 10章 解体工事による ・ 横外撤出適正処理 ・ 現場説明書による [1.3.12] また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。
	⑦ 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ※ 図示 [1.5.2] 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※ 図示 [1.5.3]
	⑧ 環境への配慮	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(6)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、WDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、断熱材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-nブチル及びフタル酸ジ-nエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (6) 建築材料等は、クロロビリスホスを成分として含有せず、施工においても添加しないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量がF☆☆☆☆のもの、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをい、原則としてF☆☆☆☆のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 ■ 規 制 対 象 外 ① JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ■ 第 三 種 ① JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③ IDJISのEo規格品 ④ IDJASのFoc規格品

⑩ 建築材料等

建築材料等
本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。なお、JIS及びJASの表示のない材料及び製造業者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
(3) 安定的な供給が可能であること
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること
これらの材料を使用する場合は、設計図面に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
なお、(一社)公共建築協会が発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」に指定された材料については上記(1)～(6)に該当するものとする。
また、備考欄に商品名が記載された材料については、当該商品同等の性能を有するものとし、監督職員の承諾を受けた材料とする。

⑪ 技 能 士

◎ 適用する(一級技能士を採用している現場である旨の表示をする。) [1.6.2]
○ 適用しない ○以下の表による他監督職員の指示による

適用工事項目	技能検定作業
仮設工事	・ とび作業
防水改修工事	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 左官作業 ・ 内外装板金作業
外壁改修工事	・ 左官作業 ・ タイル張り作業 ・ 建築塗装作業
建具改修工事	・ 木製建具(手・機械)加工作業 ○ビル用サッシ加工作業 ・ ガラス工事作業 ・ 自動ドア施工作業
内装改修工事	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○鋼製地下工事作業 ・ 壁張作業 ・ 大工工事作業 ・ タイル張り作業
塗装改修工事	・ 建築塗装作業
前駆改修工事	・ 鉄筋組立作業 ・ 型枠施工作業 ・ コンクリート圧送工事作業 ・ 構造物鉄工作業 ・ とび作業
コンクリートブロック・ALCパネル工事	・ コンクリートブロック工事作業 ・ エーエルシーパネル工事作業
石工事	・ 石張り作業
植栽工事	・ 造園工事作業
その他	・ 畳製作 ・ 家具(手・機械)加工作業 ・ 樹脂接着剤注入工事作業 ・ カーテン工事作業

12. 施工の検査等

・ 見本施工の実施 () [1.6.5]

13. 化学物質の濃度測定

測定方法 ※ バッパプ法(拡散法) ・ アクティブ法(吸引法) [1.6.9]
検査機関
※ 環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者
測定物質
※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン
※ パラジクロロベンゼン ※ スチレン
測定箇所(室)

計 個所

※ 試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。
化学物質の室内汚染濃度指数値(厚労省指針)

ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	パラジクロロベンゼン	スチレン	備 考
0.08ppm	0.07ppm	0.20ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm	

14. 技術検査

技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階 [1.7.2]
・ 諸員金額5000万円以上の中間検査 ・ 部分使用の中間検査 ・ 不可視部分の中間検査

15. 完成図等

※ 作成する [1.8.1～1.8.3]
※ 完成図(※ 設計図書で示したもの全て ・ 改修標仕表1.8.1による ・ 監督員の指示による)
作成方法 ※ 製本 (※ 見開きA3縮小版 3部(黒表紙金文字製本) ○ 監督員の指示による)
※ 見開きA1版 1部(ビニール製本) ・
※ CADデータ (※ CD-R (2部)) ()
※ 保全に関する資料(2部)

16. 完成写真

下記のものを監督職員に提出する。原画は撮影業者の保管とする。

分 類 ・ 規 格	撮 影 画 数	部 数	写真のサイズ(mm)
※ カラー写真(製本)	外部() 内部()	※ 1 ・	※ キャビネ版 ・ サービス版
・ パネル(木製板)	外部() 内部()	※ 1 ・	240×360以上
※ 電子データ	外部() 内部()	※ 2 ・	※ 428万画素以上 ・ 800万画素以上 ※ 350dpi以上

電子データは、フィルムスキャンのうえRGB各8ビット(フルカラー)、JPEG6形式最高画質(100%画質)とし、CD-Rにて提出とする。
撮影業者 ※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者

17. 設備工事との取合い

設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

18. 設計図

※ 図示 ・ 設計図=現状図 ・ 監督員の指示による

② 仮設工事

① 足場その他

足場を設ける場合、「改修標仕」2.2.1(b)によるほか、設置においては、「手すり先行方法による」 [2.2.1]
足場の建て等に關する基準」における2の2)「手すり設置方式」、又は(3)「手すり先行専用足場方式」により行うこと。
内部足場 ◎ 脚立、足場板等 ・ ローリング足場 ・
外部足場 設置する ・ 設置しない ・ 脚立による
防護シート等の垂直養生 ・ 防災シート ・ メッシュシート ・
材料、撤去材等の運搬方法 [表 2.2.1]

種類	A種	B種
----	----	----

■改修工事概要

- ・北校舎防火戸改修 20箇所
- ・北校舎防火シャッター改修 2箇所
- ・電気設備改修 一式

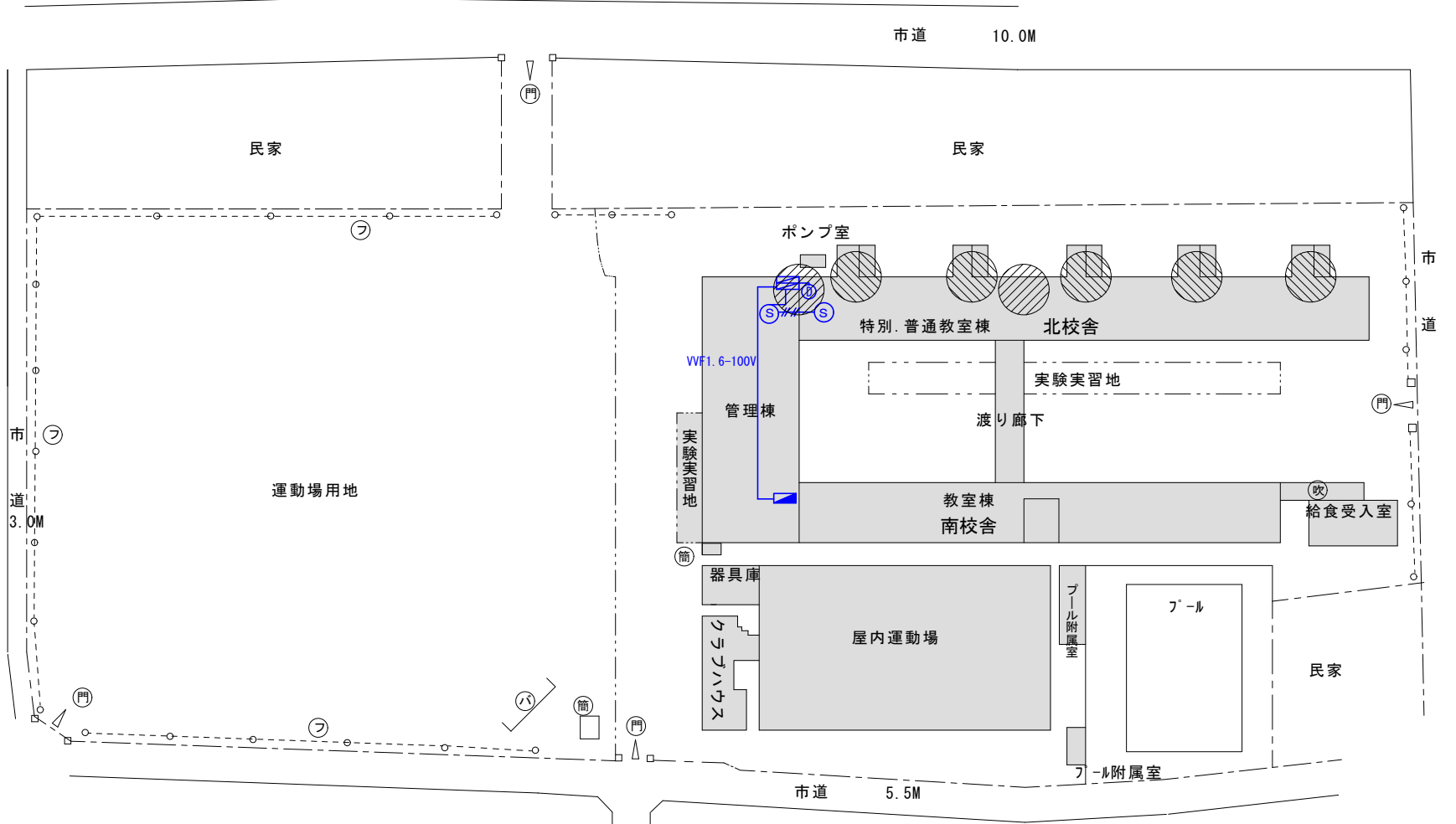
■注意事項

- ・学校は工事期間中も運営しているため、工程、仮設計画、養生等は監督員学校関係者と協議の上行うこと。
- ・施工可能期間は原則として児童が不在になる期間(土日祝日等)を想定しているため、その他の期間で施工する場合は、監督員学校関係者と協議による。
- ・施工困難、不具合等生じた場合、監督員と協議の上適正に施工を行うこと。
- ・工事範囲内は、清掃等日々の管理を徹底し、児童等に危険が及ばぬよう特に注意すること。
- ・その他記入のない事項でも当然必要と思われることは監督員と協議し、指示通り行うこと。

工事ヶ所



■付近見取り図

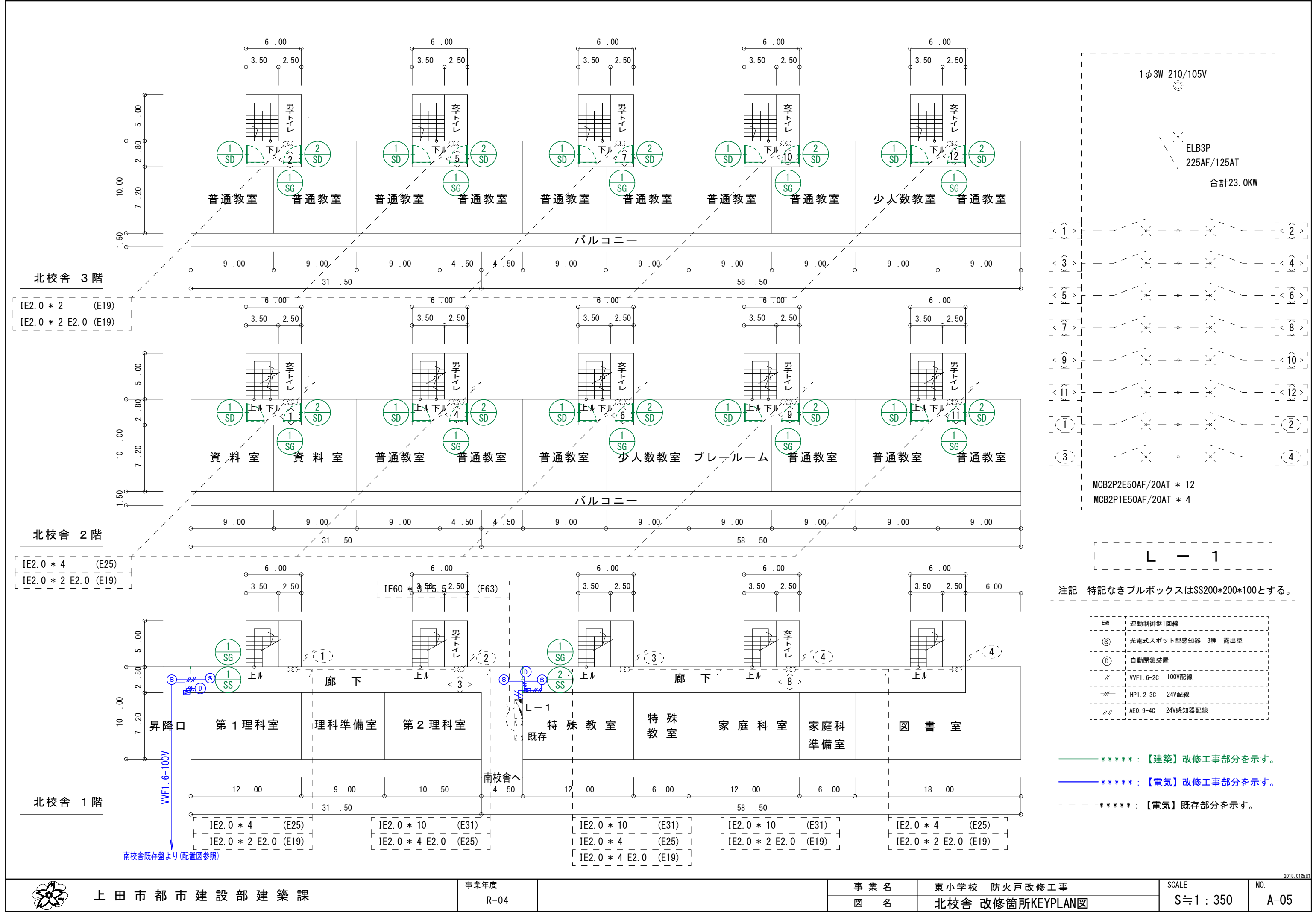


■工事箇所配置図 S=NONSCAL

- : SS-1・2・SG-1 防火設備等 改修場所
- : SD-1・2・SG-1 防火設備等 改修場所

Ⓜ	連動制御盤1回線
Ⓢ	光電式スポット型感知器 3種 露出型
ⓓ	自動閉鎖装置





Ⓜ	連動制御盤1回線
Ⓢ	光電式スポット型感知器 3種 露出型
Ⓛ	自動閉鎖装置
—	VVF1. 6-2C 100V配線
—	HP1. 2-3C 24V配線
—	AE0. 9-4C 24V感知器配線

- ***** : 【建築】改修工事部分を示す。
- ***** : 【電気】改修工事部分を示す。
- : 【電気】既存部分を示す。

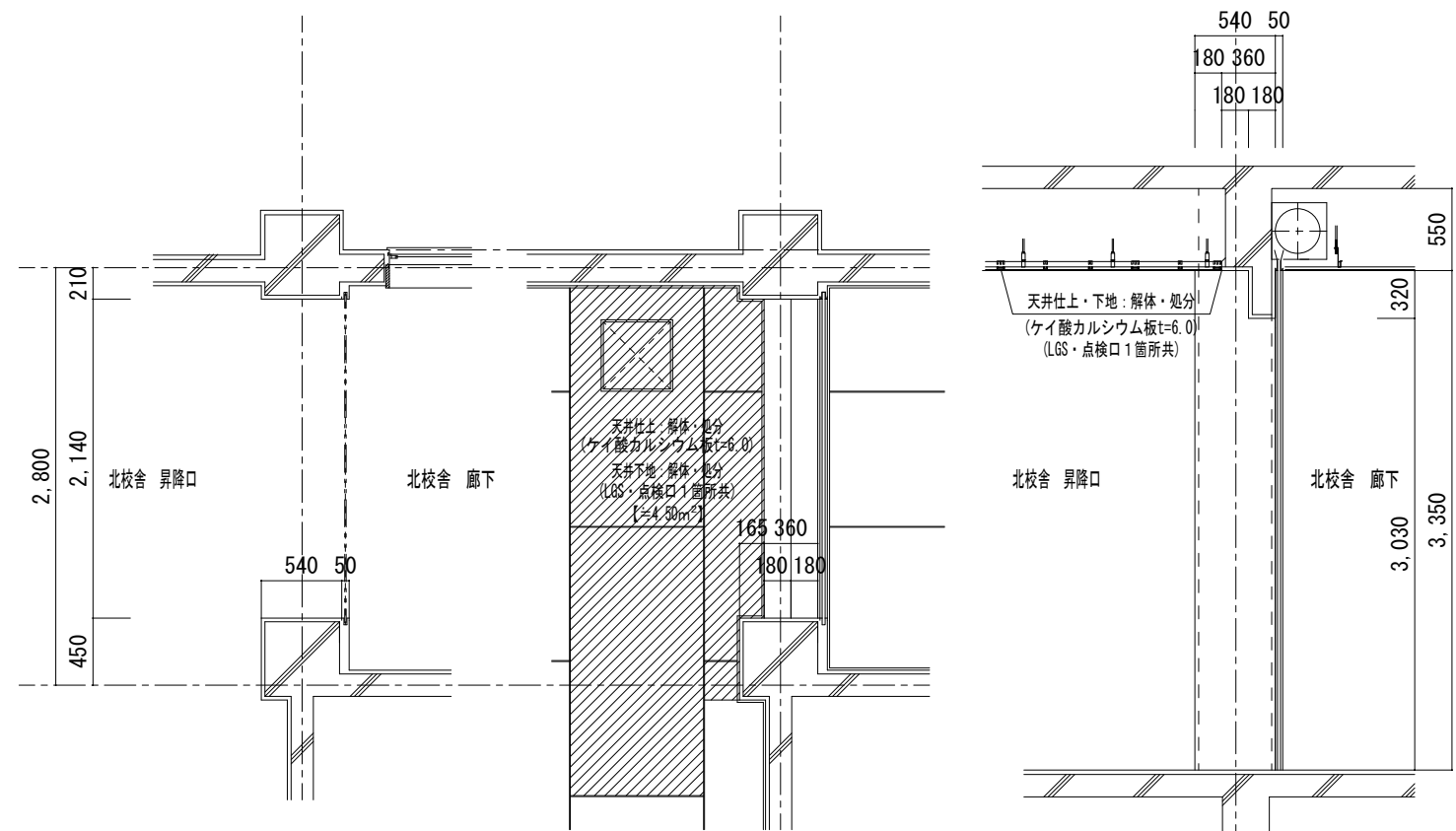
■ 建具表 S=1:50・1:80

注 1：開き戸，窓の開き勝手は平面図による（基本的に内観図とする。）
注 2：
注 3：

記号・数量	1 SD ： 10個所	1 SS ： 1個所	1 SG ： 12個所	
姿 図				
型式・見込	既存 鋼製戸袋付き片開き特定防火設備 40	防火・防煙耐熱ガラスクロス製スクリーンシャッター	単独制御盤	
場 所	北校舎2階・3階	北校舎1階 西	北校舎1階・2階・3階	
仕上・硝子	既存のまま	メーカーの仕様による	メーカーの仕様による	
付 属 金 物	ケースハンドル固定・固定プレート撤去・フランス落とし撤去・穴ふさぎ(プレート貼付)	連動中継器(解放装置用電源 DC24V 400mA)・(充電用電源 AC100V/200V 60VA)	2回線(電気工事含む)・煙感知器・配線工事	
備 考	自動閉鎖装置(取付含む)・ドアクローザー(取付含む)【加工調整含む】	一次側電源3φ200V(開閉機定格出力0.13kw 定格電流0.81A 起動電流2.12A)	試験調整・防災盤設置	
記号・数量	2 SD ： 10個所	2 SS ： 1個所		
姿 図				
型式・見込	既存 鋼製戸袋付き片開き特定防火設備 40	防火・防煙耐熱ガラスクロス製スクリーンシャッター		
場 所	北校舎2階・3階	北校舎1階 東		
仕上・硝子	既存のまま	メーカーの仕様による		
付 属 金 物	ケースハンドル固定・固定プレート撤去・フランス落とし撤去・穴ふさぎ(プレート貼付)	連動中継器(解放装置用電源 DC24V 400mA)・(充電用電源 AC100V/200V 60VA)		
備 考	自動閉鎖装置(取付含む)・ドアクローザー(取付含む)【加工調整含む】	一次側電源3φ200V(開閉機定格出力0.13kw 定格電流0.81A 起動電流2.12A)		

2018.01改訂

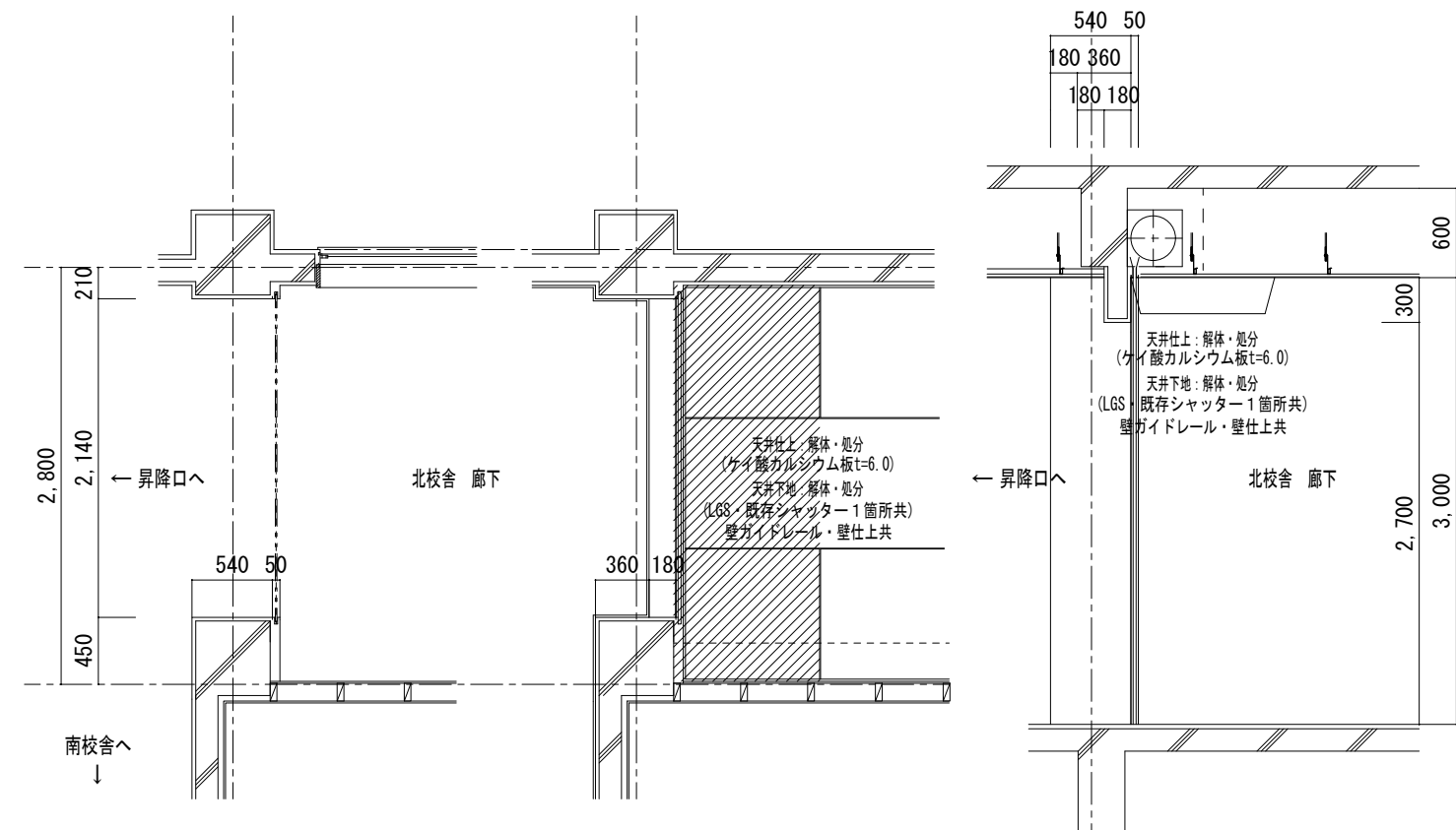
	上田市都市建設部建築課	事業年度 R-04		事業名	東小学校 防火戸改修工事	SCALE S=1:50・1/80	NO. A-06
				図名	北校舎 改修建具表		



■北校舎西 既存1階平面図 S=1:50

■北校舎西 既存1階天井伏図 S=1:50

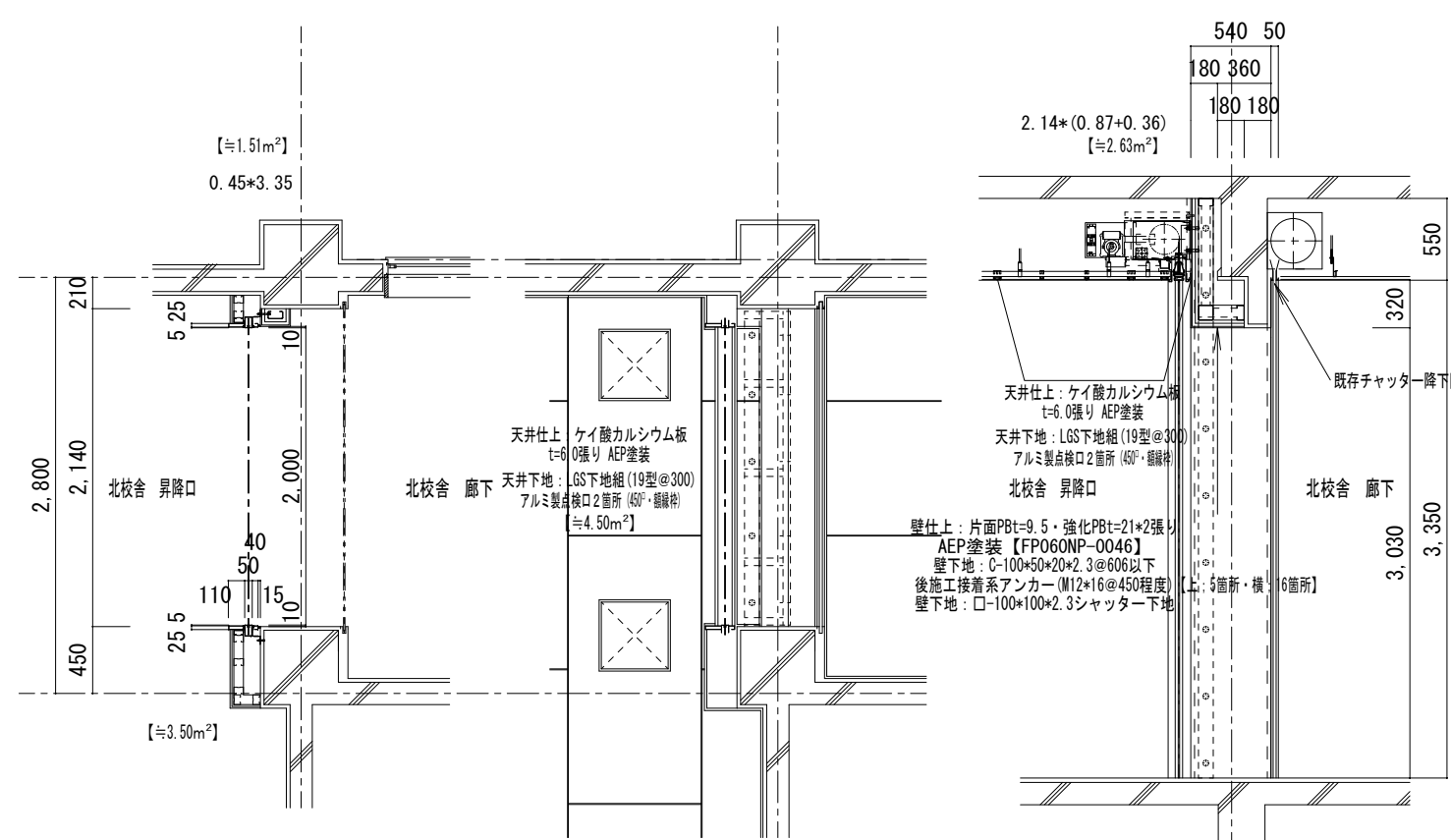
■北校舎西 既存1階断面図 S=1:50



■北校舎東 既存1階平面図 S=1:50

■北校舎東 既存1階天井伏図 S=1:50

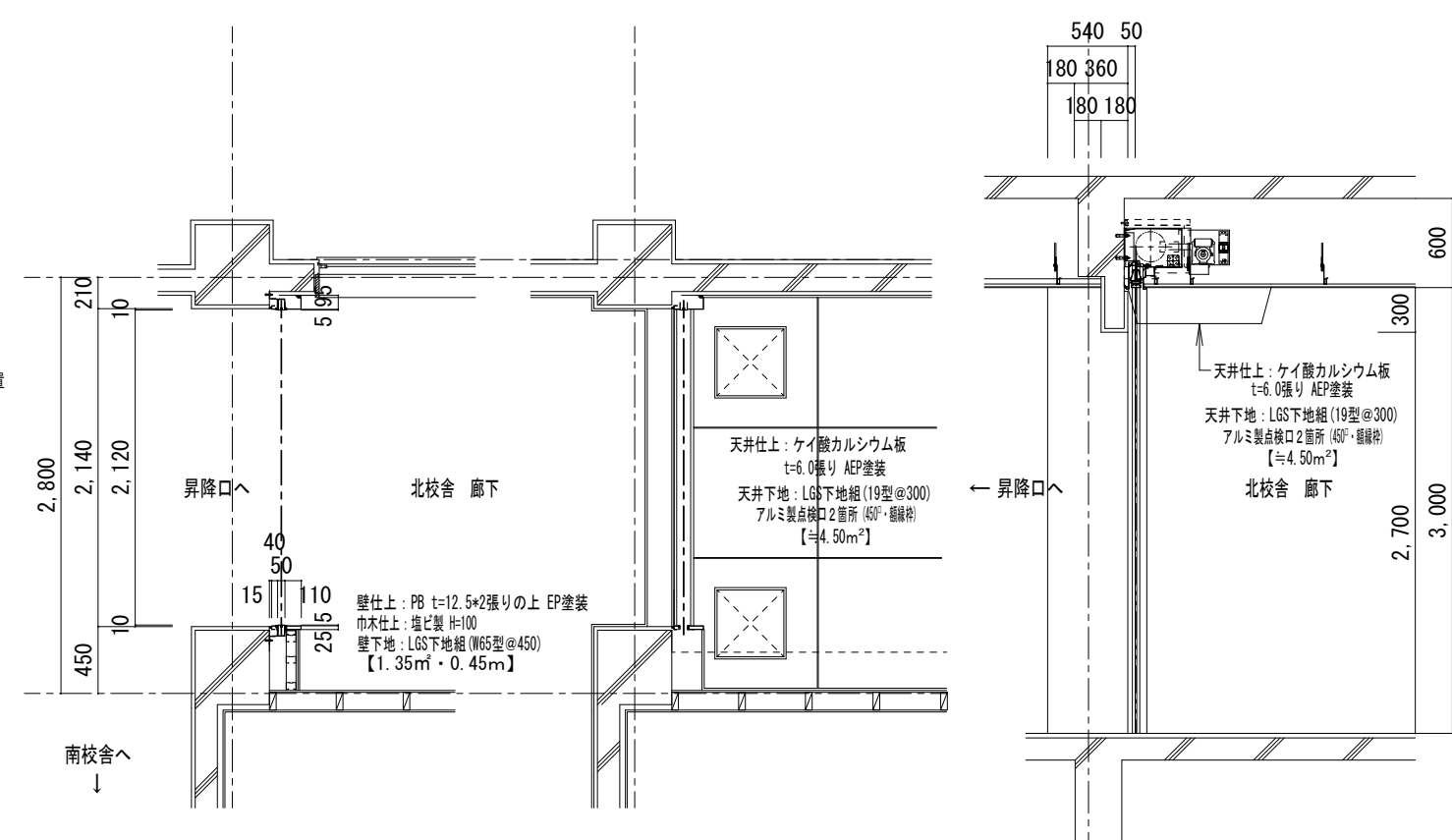
■北校舎東 既存1階断面図 S=1:50



■北校舎西 改修1階平面図 S=1:50

■北校舎西 改修1階天井伏図 S=1:50

■北校舎西 改修1階断面図 S=1:50



■北校舎東 改修1階平面図 S=1:50

■北校舎東 改修1階天井伏図 S=1:50

■北校舎東 改修1階断面図 S=1:50



上田市都市建設部建築課

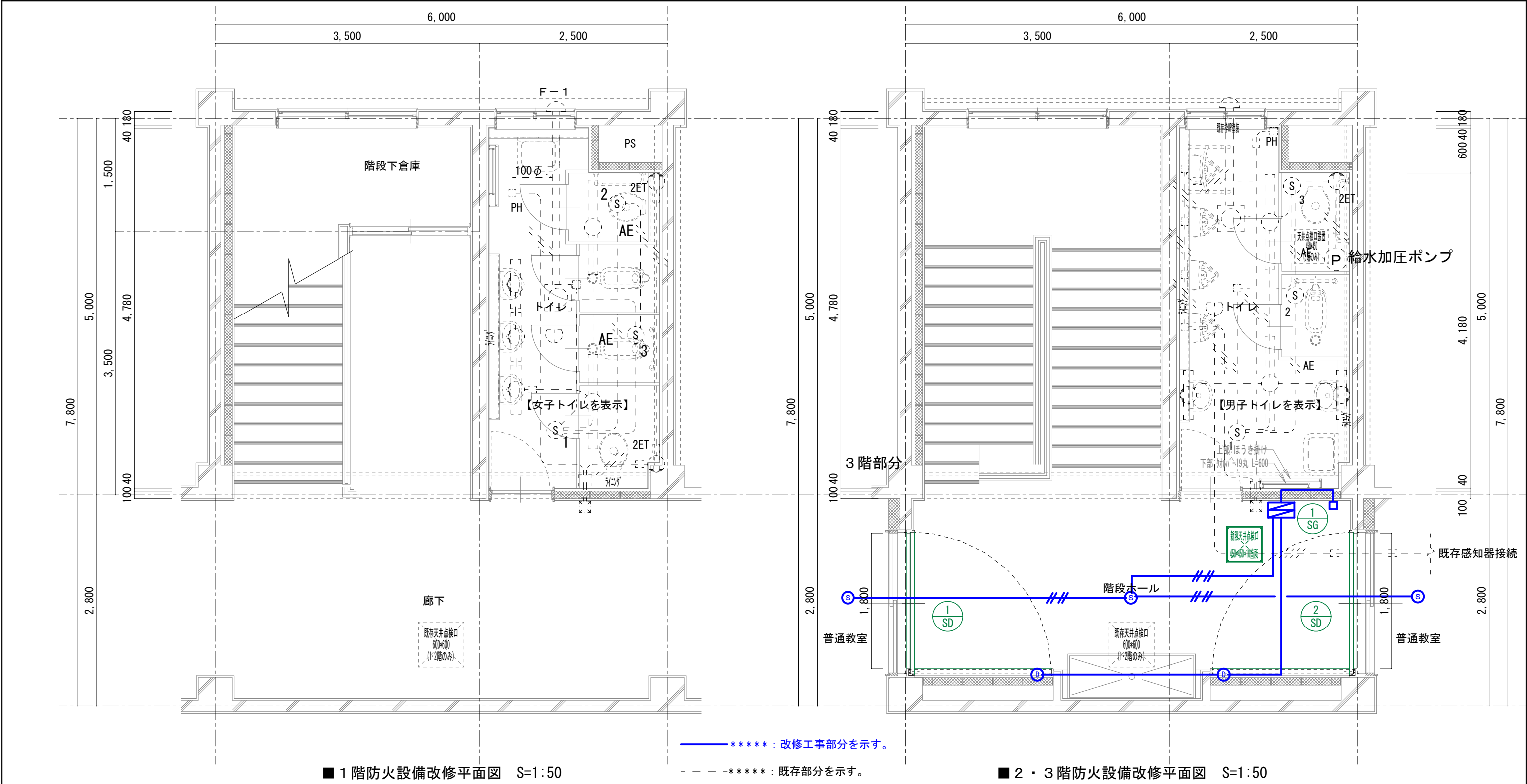
事業年度
R-04

事業名
図名

東小学校 防火戸改修工事
北校舎 SS-1/2部分解体処分図・改修平面・断面・天井伏図

SCALE
S=1:50

NO.
A-07



	凡	例		凡	例		凡	例
(S) 1	熱線センサー	親機	2ET	コンセント	2P15A×2 ET	---	EM-EEF1.6 - 2C	連動制御盤1回線
(S) 2	熱線センサー	子機		アウトレットボックス		---	EM-EEF2.0 - 3C	光電式スポット型感知器 3種 露出型
(S) 3	熱線センサー	換気扇子機				---	EM-AE1.2 - 2C	自動閉鎖装置
			F-1	天井扇	(VD-18ZLSC同等品)		露出部分はメタルモール使用とする。	VVF1.6-2C 100V配線
	FSS9-321PNH			ステンレス丸型フード	(P-13FSQ同等品)		定温式スポット型感知器 防水型	HP1.2-3C 24V配線
	FBC1RP-201			外壁から1m以内のダクトは保温とする。			撤去を示す	AE0.9-4C 24V感知器配線

上田市都市建設部建築課

事業年度

R-04

事業名

図名

東小学校 防火戸改修工事
北校舎 1～3階 SD-1・2・SG-1 改修平面図

SCALE

S=1:50

NO.

A-08

2018.01改訂